

議事要旨(4) 金融商品専門委員会における検討状況（公正価値測定）について

冒頭、加藤専門委員長より、公正価値測定の論点整理公表の背景やスケジュール及び基本的なスタンス等について説明がなされ、嶋田専門研究員より、論点整理案のうち論点1の「今後の方向性」について説明がなされた。説明の後、委員等からの発言及び事務局からの説明は以下のようなものであった。

- ・ ある委員から、国際的な会計基準の内容及び動向を踏襲する前提で論点整理を作成するののかとの質問があり、事務局からは、基本的なスタンスは今後の審議次第であるとの回答がなされた。
- ・ また、複数の委員から、負債の公正価値について、どのような負債が公正価値で測定されるのか、明確に議論すべきではないかとのコメントがあり、事務局からは、公正価値オプションとして指定できる負債の範囲を含め、適用範囲の問題は慎重に対応すべきであるが、本論点整理は公正価値の概念の整理であるため、ここでの検討は予定していないとの回答がなされた。
- ・ 別の委員から、公正価値の定義を国際的な会計基準と同様のものとするのであれば、米国基準と同様に初日の損益を認識し損益として処理がなされるべきであり、それを繰り延べたりすることは適切ではないと考えているが、その認識でよいかとの質問があり、事務局からは、初日の損益をどのように会計処理するかは、本論点整理の対象とはしていないが、我が国の会計基準では取引の実態に応じて処理するとされているのみで、IAS第39号のような取扱いは示されていない旨の回答がなされた。
- ・ 複数の委員から、公正価値の概念を出口価格に統一し、入口価格を使う場合は個別の会計基準で定めるとしているが、どのようなケースや考え方があるのか、また、ある委員から、入口価格しか入手できないものもあるので、入口価格が出口価格に類似する場合は入口価格を参照してもよい等の緩和措置を認めるべきではないかとのコメントがあった。これに対し事務局からは、そのような適用の問題は本論点整理の対象とはしていないが、例えば、企業結合における取得原価の算定について入口価格とした方が適切ではないかとの意見がある旨の回答がなされた。
- ・ また、ある委員から、概念のみでは意味が不明であり、実務にどう反映されるのか個別の基準を見ながら議論すべきではないかとのコメントがあり、事務局からは、今後対応を検討するとの回答がなされた。
- ・ 別の委員から、この論点整理は公正価値の定義のみを取り扱うものであるにもかかわらず、負債の時価評価の範囲など適用の問題に踏み込んだ記載があるため、逆に上記のような不安を招いているのではないか。例えば、適用の問題について、社債（負債）の測定に公正価値が望ましくないということであれば、公正価値の概念ではなく測定のルールで具体的に決めればよいとのコメントがあった。

以上